

2022年2月21日
関西電力株式会社

高浜発電所3, 4号機 大山生竹テフラの噴出規模見直し対応に係る
使用前事業者検査及び使用前確認の取り扱いについて

1. はじめに

高浜発電所3, 4号機の大山生竹テフラの噴出規模見直し対応については、原子力規制委員会において降下火砕物に係る火山影響評価に関して新知見が認定されたことに伴い、大山生竹テフラ（以下「DNP」とする）噴出規模見直しに係る許認可申請を行った。
(適合性確認対象設備は、別紙1及び別紙2参照。)

2. 設工認申請の概要

本設工認では、DNP噴出規模見直しによる降下火砕物の層厚変更に伴い、基本設計方針に記載した最大層厚を見直すとともに、降下火砕物の影響を考慮すべき施設である建屋及び屋外タンク等の強度評価を実施している。（要目表の変更はない）

また、強度評価を実施した結果、何れの施設についても降下火砕物が堆積することにより発生する応力等は基準値を超えていないことから、構造強度評価上問題ないことを確認した。（本設工認での工事は不要）

なお、降灰時の運用として、「降下火砕物の除去」、「フィルタの取替・清掃」および「換気空調設備の閉回路循環運転」等を基本設計方針に記載しているが、これらの手順は降り積もる火山灰の層厚によって実施する内容が変わるものではないため、保安規定及び社内標準の変更は不要である。

3. 使用前事業者検査及び使用前確認の取り扱い

上記のとおり、DNP噴出規模見直しに係る対応については、設工認申請は実施しているものの実設備に対して加工等は行わないことから、設工認段階で妥当性確認が完了すると判断しており、基本設計方針に記載した降灰時の運用についても変更がないため、使用前事業者検査は不要であると考えている。

また、使用前確認については、「使用前事業者検査に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド」の使用前確認の省略事例である「予備品の共用化、所属替え等、設置及び工事の計画の認可又は届出の手続だけで設備に対して加工等の変更を加えない場合」に該当すると考えているため、設工認認可後において使用前確認の省略指示をいただきたい。

以上

別紙1：高浜3号機適合性確認対象設備の選定について

別紙2：高浜4号機適合性確認対象設備の選定について

高浜 3 号機適合性確認対象設備の選定について
(大山生竹テフラの噴出規模見直し対応)

1. 概要

本資料は、大山生竹テフラの噴出規模見直し対応に係る高浜 3 号機の設計及び工事計画認可申請における適合性確認対象設備選定結果について説明するものである。

2. 適合性確認対象設備の選定について

火山灰層厚の見直しに伴い構造強度評価に影響がある設備を適合性確認対象設備として選定した。選定結果を下表に示す。

なお、影響評価を行った結果、何れの設備についても問題ないことを確認しており、本設工認に基づく工事は不要である。

【高浜 3 号機 適合性確認対象設備の選定結果】

施設区分／設備区分／機器区分			名称
原子炉冷却系統施設	代表施設 (火山)	代表施設 (火山)	復水タンク
			海水ポンプ
			外部しゃへい建屋
			外周建屋
			燃料取扱建屋
			原子炉補助建屋
			中間建屋
			ディーゼル発電機建屋
			燃料取替用水タンク建屋
			緊急時対策所建屋

以 上

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜4号機適合性確認対象設備の選定について
(大山生竹テフラの噴出規模見直し対応)

1. 概要

本資料は、大山生竹テフラの噴出規模見直し対応に係る高浜4号機の設計及び工事計画認可申請における適合性確認対象設備選定結果について説明するものである。

2. 適合性確認対象設備の選定について

火山灰層厚の見直しに伴い構造強度評価に影響がある設備を適合性確認対象設備として選定した。選定結果を下表に示す。

なお、影響評価を行った結果、何れの設備についても問題ないことを確認しており、本設工認に基づく工事は不要である。

【高浜4号機 適合性確認対象設備の選定結果】

施設区分／設備区分／機器区分			名称
原子炉冷却系統施設	代表施設 (火山)	代表施設 (火山)	復水タンク
			海水ポンプ
			外部しゃへい建屋
			外周建屋
			燃料取扱建屋
			原子炉補助建屋
			中間建屋
			ディーゼル発電機建屋
			燃料取替用水タンク建屋
			緊急時対策所建屋

以 上

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開することはできません。